

平成24年度 第3回 四国地方整備局事業評価監視委員会の開催結果 (速報)

本日開催した『平成24年度 第3回 四国地方整備局事業評価監視委員会』の開催結果（速報）につきまして、別紙の通りお知らせします。

委員会資料は、四国地方整備局HPに掲載しています。

http://www.skr.mlit.go.jp/kokai/project_evaluation/h24/index.html
(トップページ → 情報公開 → 事業評価 → 平成24年度)

平成24年12月 6日
国土交通省 四国地方整備局

問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局

企画部 地方事業評価管理官 岡崎 健二 (内線2118)

TEL (087) 851-8061 (代表)

(087) 811-8308 (ダイヤル)

平成24年度 第3回 四国地方整備局事業評価監視委員会
の開催結果（速報）

1. 日 時 : 平成24年12月6日（木） 13:30～15:38

2. 会 場 : 丸亀町レッツホール
高松市丸亀町1-1 高松丸亀町壱番街東館4階

3. 出席者

委 員 : 矢田部委員長、岡部委員、高塚委員、中野委員、三木委員、
山中委員、渡邊委員

四国地整 : 局長、次長、次長兼総務部長、企画部長、建政部長、河川部長
道路部長、港湾空港部長、用地部長、他

4. 議事内容

- ・再評価審議
 - 1) 仁淀川総合水系環境整備事業
 - 2) 重信川水系直轄砂防事業
- ・事後評価審議
 - 3) 一般国道33号 砥部道路
 - 4) 一般国道319号 善通寺バイパス
 - 5) 松山港海岸直轄海岸保全施設整備事業
- ・報告
 - 6) 土器川河川整備計画

5. 審議結果等

- ・再評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。
 - 1) 仁淀川総合水系環境整備事業
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
 - 2) 重信川水系直轄砂防事業
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- ・事後評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。
 - 3) 一般国道33号 砥部道路
「今後の事業評価の必要性及び改善措置の必要性はない」とする
事業者の判断は「妥当」である。

4) 一般国道319号 善通寺バイパス

「今後の事業評価の必要性及び改善措置の必要性はない」とする事業者の判断は「妥当」である。

5) 松山港海岸直轄海岸保全施設整備事業

「今後の事業評価の必要性及び改善措置の必要性はない」とする事業者の判断は「妥当」である。

6. 主な意見

- ・ 仁淀川総合水系環境整備事業について、代替法に変わる便益算定方法について今後検討してほしい。
- ・ 重信川水系直轄砂防事業について、全体計画における中期計画の位置付け及び現時点の整備状況等のわかりやすい資料の作成方法を検討していただきたい。